令和4年3月までの雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金は、「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整(休業)」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するものです。また、事業主が労働者を出向させることで雇用を維持した場合も、雇用調整助成金の支給対象となります。

助成額と助成率

(平均賃金額 × 休業手当等の支払率)× 下表の助成率

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年12月31日を期限に雇用調整助成金の特別措置を講じてきましたが、この特別措置は令和4年3月31日まで以下の通りとなります。(金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)

判定基礎期間の初日		令和3年	令和4年	
		5月~12月	1月・2月	3月
中小企業	原則的な措置(全国)	4/5 (9/10)	4/5 (9/10)	4/5 (9/10)
		13,500円	11,000円	9,000円
	業況特例(※1)(全国)	4/5 (10/10)	4/5 (10/10) 15,000円	
	地域特例(※2)	15,000円		
大企業	原則的な措置(全国)	2/3 (3/4)	2/3 (3/4)	2/3 (3/4)
		13,500円	11,000円	9,000円
	業況特例(※1)(全国)	4/5 (10/10)	4/5 (10/10)	
	地域特例(※2)	15,000円	1 5,000円	

【令和3年12月まで】

原則的な措置では、「令和2年1月24日以降の解雇等の有無」と「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上か」地域・業況特例では、「令和3年1月8日以降の解雇等の有無」により判断します。

【令和4年1月から】

原則的な措置では、「令和3年1月8日以降の解雇等の有無」及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上か」地域・業況特別では、「令和3年1月8日以降の解雇等の有無」により適用する助成率が決まります。

- ※1 業況特例: 売上高等の生産指標が最近3か月平均で前年又は前々年同期に比べ30%以上減少している全国の事業主が該当します。(判定基礎期間の初日が令和4年1月以降の場合は3年前同期との比較も可)
- ※2 地域特例: 緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域(職業安定局長が定める区域)の都 道府県知事による要請等を受けて、営業時間の短縮等に協力する事業主が該当します。

支給限度日数

本助成金の支給限度日数は原則として1年間で100日分、3年で150日分ですが、緊急対応期間中(令和2年4月1日~令和4年3月31日)に実施した休業などは、この支給限度日数とは別に支給を受けることができます。

業況の再確認

令和3年12月末までに業況特例を利用している(業況の確認を既に行った)事業主が、判定基礎期間の初日が令和4年1月1日以降の休業等について申請を行う場合は、最初の申請において、業況特例の対象となることについて、業況の再確認が行われますので、売上等の書類の再提出が必要になります。

雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については、「緊急雇用安定助成金」として支給しています。